　　　　　　　　　 母子健康診査事業にかかる３歳児視覚聴覚精密健康診査実施に

　　　　　　　　 承諾された医療機関における３歳児視覚聴覚精密健康診査と乳

幼児福祉医療費の併用時の請求に関する記載方法等について

　乳幼児福祉医療費（８２・７２番）該当者が３歳児視覚聴覚精密健康診査により受診した場合の

記載方法は次のとおりになります。

1. 医療費総点数の全てが３歳児視覚聴覚精密健康診査の対象点数である場合

【　例　医療費総点数1,234点　３歳児視覚聴覚精密健康診査1,234点

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乳幼児福祉医療費（８２・７２番）0点　】

1. 国保被保険者の場合【例１】

・国保レセプトは公費点数0点で請求下さい。

　（この場合、生年月日から判断して乳幼児福祉医療費（８２・７２番）該当であるが、

　　国保レセプトの公費点数が0点となる理由として、レセプトの摘要欄に「３歳児精

密健診○○○点」と３歳児視覚聴覚精密健康診査対象点数の記載をお願いします。）

・３歳児視覚聴覚精密健康診査受診票は医療費総点数で請求下さい。

　（患者負担額の２割分が３歳児視覚聴覚精密健康診査より支払われます。）

1. 国保組合被保険者の場合【例２】

・国保組合レセプトは単独で請求下さい。

　（この場合、福祉医療費支給申請・請求明細書の請求は不要です。）

・３歳児視覚聴覚精密健康診査受診票は医療費総点数で請求下さい。

　（患者負担額の２割分が３歳児視覚聴覚精密健康診査より支払われます。）

1. 社保被保険者の場合【例３】

・社保レセプトは単独で請求下さい。

　（この場合、福祉医療費支給申請・請求明細書の請求は不要です。）

・３歳児視覚聴覚精密健康診査受診票は医療費総点数で請求下さい。

　（患者負担額の２割分が３歳児視覚聴覚精密健康診査より支払われます。）

　２.医療費総点数の一部が３歳児視覚聴覚精密健康診査の対象点数である場合

【　例　医療費総点数1,234点　３歳児視覚聴覚精密健康診査 368点

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 乳幼児福祉医療費（８２・７２番866点　】

1. 国保被保険者の場合【例４】

・国保レセプトは公費点数として医療費総点数から３歳児視覚聴覚精密健康診査対象点

　数を差引いた乳幼児福祉医療費（８２・７２番）対象点数を記入のうえ請求下さい。

　（この場合、国保レセプトの保険点数と公費点数が異なる理由として、レセプトの摘要

欄に「３歳児精密健診○○○点」と３歳児視覚聴覚精密健康診査対象点数の記載をお

　　願いします。）

　（患者負担額の２割分のうち、医療費総点数から３歳児視覚聴覚精密健康診査対象点数

　　を差引いた乳幼児福祉医療費（８２・７２番）対象点数の２割分が乳幼児福祉医療費

　 （８２・７２番）より支払われます。）

・３歳児視覚聴覚精密健康診査受診票は対象点数で請求下さい。

　　（患者負担額の２割分のうち、３歳児視覚聴覚精密健康診査対象点数の２割分が３歳児視覚聴覚精密健康診査より支払われます。）

1. 国保組合被保険者の場合【例５】

・国保組合レセプトは単独で請求下さい。

　（この場合、福祉医療費支給申請・請求明細書の請求が必要です。）

・福祉医療費支給申請・請求明細書は総診療報酬点数欄には医療費総点数を記入し、請求

金額欄には医療費総点数から３歳児視覚聴覚精密健康診査対象点数を差引いた乳幼児福

祉医療費（８２・７２番）対象点数の２割の金額を記入下さい。

　　併せて、福祉医療費支給申請・請求明細書の備考欄に乳幼児福祉医療費（８２・７２番）

対象点数と３歳児視覚聴覚精密健康診査対象点数を記載のうえ請求下さい。

（患者負担額の２割分のうち、医療費総点数から３歳児視覚聴覚精密健康診査対象点数を差引いた乳幼児福祉医療費（８２・７２番）対象点数の２割分が乳幼児福祉医療費（８２・７２番）より支払われます。）

・３歳児視覚聴覚精密健康診査受診票は対象点数で請求下さい。

（患者負担額の２割分のうち、３歳児視覚聴覚精密健康診査対象点数の２割分が３歳児視覚聴覚精密健康診査より支払われます。）

1. 社保被保険者の場合【例６】

・社保レセプトは単独で請求下さい。

　（この場合、福祉医療費支給申請・請求明細書の請求が必要です。）

・福祉医療費支給申請・請求明細書は総診療報酬点数欄には医療費総点数を記入し、請求

金額欄には医療費総点数から３歳児視覚聴覚精密健康診査対象点数を差引いた乳幼児福

祉医療費（８２・７２番）対象点数の２割の金額を記入下さい。

　　併せて、福祉医療費支給申請・請求明細書の備考欄に乳幼児福祉医療費（８２・７２番）

対象点数と３歳児視覚聴覚精密健康診査対象点数を記載のうえ請求下さい。

（患者負担額の２割分のうち、医療費総点数から３歳児視覚聴覚精密健康診査対象点数を差引いた乳幼児福祉医療費（８２・７２番）対象点数の２割分が乳幼児福祉医療費（８２・７２番）より支払われます。）

・３歳児視覚聴覚精密健康診査受診票は対象点数で請求下さい。

（患者負担額の２割分のうち、３歳児視覚聴覚精密健康診査対象点数の２割分が３歳児視覚聴覚精密健康診査より支払われます。）

業務管理課　業務管理班

℡　089-968-8846